

海岸保全施設等災害関連事業（継続）

【65（169）百万円】

対策のポイント

海岸保全施設等災害復旧事業と併せて、再度災害防止に係る残存施設の改築又は補強を行います。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況下にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、再度災害の恐れがある場合は、災害復旧事業に併せて、隣接残存施設の改築又は補強が求められています。

政策目標

災害復旧と併せた、再度災害の防止

< 内容 >

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、農地の保全に係る海岸保全施設の災害復旧に併せて、海岸保全施設等の新設又は改良を行います。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域において、農地の保全に係る地すべり防止施設の災害復旧に併せて、地すべり防止施設等の新設又は改良を行います。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村
2. 補助率 海岸保全施設災害関連事業
内地：50/100、北海道・離島：55/100、奄美：2/3、
沖縄：60/100
地すべり防止施設災害関連事業
1 / 2

激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度があります。

3. 事業実施期間 昭和31年度～